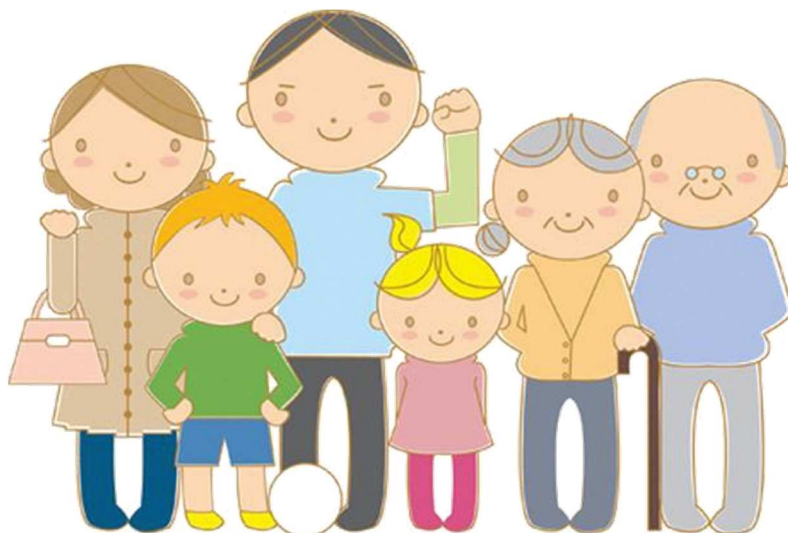


生活保護のしおり



このしおりは、生活保護を受けている間の必要なことが書いてありますので、はじめからおわりまで、よく読んでください。

そして、必要な時にすぐ見ることができる場所に保管してください。

また、わからないことや、相談のある方は、お気軽に雲仙市福祉事務所へご相談ください。

雲仙市福祉事務所 保護課

〒854-0492 長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地

電話番号：0957-47-7875（直通）

0957-36-2500（代表）

担 当：



生活保護とは

私たちの一生には、病気、高齢、けが、失業など、自分たちで努力しても、生活できなくなってしまうことがあります。

生活保護は、日本国憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための制度として、生活に困るすべての国民に対し、一定の基準にしたがって最低限度の生活を保障し、自分自身の力で生活ができるように支援する制度です。

○保護を受ける要件について（法第4条 保護の補足性）

1. 能力の活用

働ける能力がある人は、能力に応じて働く必要があります。

※病気や障害などの理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

2. 資産の活用

預貯金、不動産、生命保険、自動車、証券、高価な貴金属などの資産は、売却や活用するなど生活のために利用する必要があります。

※居住用の不動産は、価値が高い場合を除いて保有が認められます。

※自動車や生命保険は、個別の事情により保有が認められる場合があります。

3. 他の制度の利用

年金、児童扶養手当、障害者手帳など生活保護以外の公的な制度で利用できるものがあれば、手続きをしてください。

○扶養義務者について

親、子ども、兄弟姉妹等の扶養義務者から、援助を受けられるときは、その援助を受けてください。

扶養義務者の援助は可能な範囲で行うものであり、援助可能な扶養義務者がいることによって、保護が受けられないということではありません。

生活保護を利用するかたの権利

あなたの権利は次のように守られます。

1. 生活保護を受けていても他の人と平等であり差別されることはありません。
2. すでに決定された保護の内容は、正当な理由がなければ、あなたの不利益になるような変更はされません。
3. 保護費や保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

※福祉事務所の決定に不服があるときには、決定のあったことを知った日の翌日から起算して90日以内に長崎県知事に対して、審査請求することができます。

生活保護を利用するかたに守ってもらうこと

1. 生活費のむだをなくし、計画をたてて、生活してください。
2. ギャンブルなどで浪費せず、節約につとめてください。
3. 生活費、家賃、教育費など支給される全ての保護費はそれぞれ目的があります。その目的のために使用してください。
※目的外に使用したり、家賃や光熱水費などの滞納はいけません。
4. 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。病気やけがで働けない人は、医師の指示を守って、早く元気になるよう療養してください。
5. 福祉事務所が保有を認めた自動車以外の自動車を持つことや、運転することは認められていません。
6. お金の貸し借りはいけません。（借金は収入とみなされます）
7. 正しく生活保護を利用するために福祉事務所から指導指示を受けたときには守らなければなりません。

※なお、上記1～7に従わない場合は、保護の変更・停止・廃止をすることがあります。

生活保護の種類

生活保護には、次の 8 つの扶助があり、世帯の状況に応じて受けることができます。

1. 生活扶助－衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を世帯の人数、個人の年齢などで算定し支給します。その他に、世帯の状況に応じ、障害者加算や母子加算、児童養育加算などがあります。
2. 住宅扶助－家賃、地代などを定められた限度額内で支給します。

※家賃などを家主に直接支払う方法（代理納付）もあります。

3. 教育扶助－義務教育に必要な教材費や給食費など最低限度必要な費用を支給します。
4. 医療扶助－医療費のうち保険が適用されるものについて支給します。施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。
5. 介護扶助－介護認定を受けて介護サービスを利用する際の自己負担分を支給します。

※医療費・介護費は、市が病院や介護事業所へ直接支払います

6. 出産扶助－出産費用を限度額内で支給します。
7. 生業扶助－高等学校などの就学費用、就職するために必要な技能や資格を取得するための費用を支給します。
8. 葬祭扶助－葬儀の費用。葬儀の喪主になった場合で、費用が払えない事情がある時に支給します。生活保護を受けている人が亡くなった時に支給されるものではありませんが、葬儀を行う扶養義務者がいない時は支給されることもあります。葬儀後の申請では支給出来ないこともありますので必ず事前に相談してください。

※各扶助には、基準や決まりがありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

○一時扶助について

最低生活費のなかで、日々のやりくりでは賄えない臨時的な支出に応じた一時扶助があります。

(例)「おむつ代」、「病院に行くための交通費」、「住宅の補修費」
「転居するために必要な引越費や敷金等」、「保護開始時
や転居時において必要な家具や炊事用品」、「小・中・高等学
校の入学準備金」、「部活動にかかる費用」、「眼鏡・コルセッ
トなどの治療材料費」 など

※交通費は、障害者割引を受けられる場合は必ず料金割引を受けるようにして下さい。

※支給には一定の条件や限度額があり、すべて支給されるとは限りません。事前に福祉事務所に相談してください。

○就労自立給付金について

安定した職業に就労したことにより、生活保護を必要としなくなった方に支給するものです。

単身世帯：上限 10 万円（最低給付額 2 万円）

複数世帯：上限 15 万円（最低給付額 3 万円）

○進学準備給付金について

高等学校などを卒業したあと、大学や専門学校などに進学する方に対して、一時金を支給します。

進学のために転居する場合：30 万円

現在の自宅から通学する場合：10 万円

○減免制度について

生活保護を利用している間は、届出（申請）により、税金などの減免を受けることができます。

(例)「市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税」
「後期高齢者医療保険料」、「NHK放送受信料」、「健康診
査・各種がん検診などの受診料」、「住民票交付手数料」等

※条例の改正や要件により減免が適用されない場合もあります。

○保護費の支給日について

原則として毎月1日（1日が土日、祝日の場合は、その直前の平日）に指定の金融機関へ振り込みます。

※1月分と4月分は上記の支給日と異なりますので、保護変更通知書や年間支給日一覧表をご確認ください。

生活保護費は次のように計算します

「国が定めた基準（最低生活費）」と、「世帯の収入」を比べてその足りない分を保護費として支給します。

国で定めた基準（最低生活費）	
世帯の収入（必要経費を除く）	保護費（不足分）
<生活保護を利用できないとき>	
世帯の収入（必要経費を除く）	

※生活保護の基準（最低生活費）とは、3ページに記載した8つの保護の種類のうち、世帯に必要なものを足したものです。

※世帯の収入とは、年金、給与、賞与、手当、仕送り、保険金、電柱敷地料、臨時収入、など世帯のすべての収入です。
そのうち、働いて得た収入については、全額を収入とせず一定の控除（基礎控除）が認められています。

※生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や、生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。
保護費を支給したあとに、収入金額の変更や、入院などにより基準が変更となった場合はあとから調整します。

- ・保護費を多く支給した場合：納付書で返還。または、翌月以降の保護費で減額調整。
- ・保護費を少なく支給した場合：追加支給。

（※追加支給できるのは、原則、福祉事務所が確認した月の前々月分までです。）

○本人支払額（自己負担額）について

国で定めた生活費と住宅費の合計額を上回る世帯の収入がある場合、その上回った額を「本人支払額（自己負担額）」として、介護費又は医療費に支払ってもらいます。

届け出が必要なとき

1. 病気やけがで病院にかかりたいとき。入院・退院したとき、または入院先が変わったとき。
2. 施設へ入所するとき、または、施設を退所するとき。
3. 家族に変化があったとき。
（出生・死亡・転出・結婚・入学・卒業・転居・事故など）
4. 就職や離職、転職や休業をしたとき。
5. 収入に変化があったとき。
給与、賞与、年金などの公的手当、入院給付金、仕送り、資産売却、不動産の貸付、事故の補償金、相続、養育費、解約返戻金、税金などの還付金、過払い金、など収入に変化があったときは、通知や通帳など収入がわかる資料を添えて速やかに福祉事務所へ収入申告書の提出が必要です。
お米や野菜、魚介の贈与を受けた場合も申告が必要です。
収入に変動がなくても最低12ヶ月に1回は収入申告書を提出しなければなりません。
なお、就労収入に対する控除や、収入の目的により収入認定しないもの、その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない場合がありますので、申告するときに相談してください。
6. 資産の保有状況に変化があったとき
不動産の処分、車の処分、生命保険の加入・解約、負債整理など変化があった場合は福祉事務所へ申告が必要です。
また、最低12ヶ月に1回は資産申告書を提出しなければなりません。生活保護費での生活状況を確認するために預貯金通帳の提示又は写しをいただくこともあります。
生命保険や自動車の車検及び自動車の任意保険などを更新した場合は、車検証や加入証書を提出してください。
7. 家賃や地代が変更されるとき。

8. 家を長期間留守にするとき。
9. 社会保険など保険証が使えるようになったとき。
10. その他、生活状況に大きな変化があったとき。

生活保護費を返さなければならないとき

1. 不正な方法で保護を受けたとき

収入や資産があるにもかかわらずその届け出をしなかったり、偽りの届け出をするなど、不正な方法で生活保護費を受給した場合には、これまで受けた保護費を上限に返していただきます。

※借金はもちろん、交通事故の補償金や生命保険の入院給付金も届け出なければ不正受給となります。

2. 資力がありながら保護を受けたとき

本来資力があるが、急迫した事情のため保護を受けた場合、先に支給された保護費をあとから返していただきます。

例えば、保護開始時に土地などの資産があったがすぐに売却処分できずに、後で資産を売却して収入を得たときは、これまで受けた保護費を上限に返していただきます。

また、年金をもらう手続きが遅くなり、さかのぼって支給された年金も同様の取り扱いになります。

3. 扶養能力のある扶養義務者がありながら保護を受けたとき

扶養能力が十分ある扶養義務者がありながら、保護を受けたとき、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で保護に要した費用の一部または、全部を返していただきます。

また、上記1～3のほかに、届け出が遅れて保護費が払いすぎになった場合は、その支払いすぎた分の保護費を返していただきます。

病院の受診について

1. 初めて受診する場合などは、「保護変更申請書（傷病届・診療依頼書）」を福祉事務所か最寄りの総合支所で交付を受けて、病院の受付に提出してください。また、社会保険の健康保険証をお持ちの方は必ず提示してください。

※急病や夜間・休日に受診するときは、病院の受付で生活保護を利用していることを申し出て受診してください。

2. 特別な理由がない場合は、近隣の病院を受診してください。
3. 同じ病気は、原則ひとつの病院を受診してください。
4. お薬は、医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則後発医薬品を使用してください。
5. 市の健康診査を受けるなど健康管理につとめてください。

担当員（ケースワーカー）の支援

福祉事務所には、地区担当員（ケースワーカー）がいます。

担当員は、生活保護制度を正しく理解し利用していただくため、定期的にご自宅を訪問します。

生活の様子や健康状態を確認しながら世帯に応じた支援方針をたて、自立に向けた支援をおこないます。

わからないことや困ったこと等ありましたら、遠慮なく相談してください。

※地区担当員以外にもお仕事をサポートする就労支援員も福祉事務所にいます。

民生委員（児童委員）とは

民生委員は、福祉事務所の協力機関になっています。

生活保護はもちろん、児童問題・母子問題・障害者問題・高齢問題など、社会福祉全般にわたって相談を受けておられます。

相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので、安心してご相談ください。